様式第十号（第七十六条関係）

仮使用認定申請書

年　　　月　　　日

　　奈良県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者の連絡先

代表者の氏名

　畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第６条第２項ただし書の規定による仮使用の認定を申請します。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．認定畜舎等の建築等の工事の概要

（１）工事施工地：

（２）工事着手年月日：

（３）工事完了予定年月日：

３．仮使用の概要

（１）仮使用期間：

（２）申請の理由：

４．備考

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。様式第十一号（第七十六条関係）

仮使用認定通知書

認　定　番　号　第　　　　　号

認定年月日　　　年　月　日

　　　　　　　　　殿

都道府県知事

　　　年　　月　　日付けで申請のあった仮使用の認定の申請については、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第６条第２項ただし書の規定による仮使用を認定しましたので、通知します。

記

１．認定に係る畜舎等の工事施工地又は所在地：

２．仮に使用し、又は使用させることができる認定畜舎等又はその部分の概要：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十二号（第八十八条関係）

認定計画実施者の相続届出書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

　下記のとおり、認定計画実施者の地位を承継したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第９条第２項の規定により届け出ます。

記

１．相続の開始の日：

２．相続人の氏名、住所及び連絡先並びに被相続人との続柄

|  |  |
| --- | --- |
| 氏名、住所及び連絡先 | 続柄 |
|  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

３．被相続人の氏名及び死亡時の住所：

４．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．認定畜舎等の所在地：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十三号（第八十九条関係）

認定畜舎等の譲渡及び譲受け認可申請書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　譲渡人　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　譲受人　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

代表者の氏名

　下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第１項の規定により、認定畜舎等の譲渡及び譲受けの認可を受けたいので申請します。

記

１．譲渡及び譲受けの予定年月日：

２．譲渡及び譲受けの理由：

３．譲渡及び譲受けに係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

４．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の所在地：

５．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

６．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

７．譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）譲受人（法人にあっては、その役員を含む。）の法令遵守状況

　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該譲渡及び譲受けに係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十四号（第八十九条関係）

合併認可申請書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　合併する法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　合併する法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第２項の規定により、法人の合併について認可を受けたいので申請します。

記

１．合併予定年月日：

２．合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称及び住所：

３．合併の理由：

４．合併に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．合併に係る認定畜舎等の所在地：

６．合併に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

７．合併に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

８．合併に係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）合併後存続する法人又は合併により設立される法人の役員の法令遵守状況

　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該合併に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十五号（第八十九条関係）

分割認可申請書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所又は

主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　分割する法人の名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　連絡先

　下記のとおり、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第10条第３項の規定により、法人の分割について認可を受けたいので申請します。

記

１．分割予定年月日：

２．分割により認定畜舎等を承継する法人の名称及び住所：

３．分割の理由：

４．分割に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

５．分割に係る認定畜舎等の所在地：

６．分割に係る認定畜舎等の利用の方法に関する事項

（１）畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０とする。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下とする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

（２）避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置しない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

（３）災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示する。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明する。

（４）畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していること並びに火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存する。

（５）畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当する。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にする。

□火気を使用しない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行う。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管しない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管する。

７．分割に係る認定畜舎等で行う畜産業の内容

（１）家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　①家畜の種類：

　　②頭数：

（２）飼養形態（飼養施設の場合）：

（３）家畜排せつ物の処理方法：

８．分割に係る認定畜舎等のその他必要な事項

（１）畜舎等を承継する法人の役員の法令遵守状況

　　□家畜の飼養管理又はその排せつ物の管理について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）その他家畜の飼養管理若しくはその排せつ物の管理に関する法律又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定に違反していない。

　　（違反している場合）違反している規定：

農場名及びその所在地：

備考：

（２）畜舎等が畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供するものである場合

　　①飼養施設又は堆肥舎（いずれも当該施設に付随する施設が当該分割に係る認定畜舎等であるものに限る。）の所在地：

　　②畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管する物資の種類：

　　③畜産業用車庫の用途に供する部分に保管する車両又は物資の種類：

（注意）

　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十六号（第九十条関係）

解散届出書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

　下記のとおり、認定計画実施者である法人が合併以外の事由により解散したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第11条第１項の規定により、届け出ます。

記

１．解散年月日：

２．解散した法人の名称及び住所：

３．解散した法人に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

４．解散した法人に係る認定畜舎等の所在地：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十七号（第九十一条関係）

認定畜舎等の利用状況定期報告書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　報告者の連絡先

代表者の氏名

下記のとおり、認定畜舎等の利用の状況について、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第１項の規定により、報告します。

記

１．畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．認定畜舎等の所在地：

３．認定畜舎等の概要

（１）番号：

（２）種類

□飼養施設

□飼養施設に付随する搾乳施設

□飼養施設に付随する集乳施設

□飼養施設に付随する貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設

□飼養施設に付随する畜産業用倉庫

□飼養施設に付随する畜産業用車庫

□堆肥舎

□発酵槽等

□堆肥舎に付随する畜産業用倉庫

□堆肥舎に付随する畜産業用車庫

□発酵槽等を制御するための施設

（３）構造

　□Ａ構造畜舎等　　□Ｂ構造畜舎等　　□発酵槽等

４．利用の状況

（１）番号：

（２）認定畜舎等における畜産業の内容

①家畜の種類・頭数（堆肥舎の場合は排せつ物を処理する家畜の種類・頭数）

　　　イ．家畜の種類：

　　　ロ．頭数：

②飼養形態：

③家畜排せつ物の処理方法：

（３）利用基準の遵守状況

①畜舎等の１日当たりの滞在者数及び滞在時間

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□午前０時から午前４時まで及び午後10時から午後12時までの間、やむを得ない場合を除き、畜舎等で睡眠する者の数を０としている。

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 家畜排せつ物の搬出及び畜舎等の清掃 | 飼料の調理・給与及び家畜の観察 | 搾乳（畜舎内搾乳） | その他畜舎等内における作業（診療、種付け、保管する物資の整理等） |
| 滞在人数 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　人 | 　　　　　　人 |
| 滞在時間 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　時間／人 | 　　　時間／人 |
| 延べ滞在時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　時間 | 　　　　　時間 |
| 合計 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　時間 |

　　　□通常時において、畜舎等における１日当たりの最大滞在者数及び延べ滞在時間を次の数値以下としている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 畜舎等の床面積 | 最大滞在者数 | 延べ滞在時間 |
| □1,000㎡以下 | ４人 | ８時間 |
| □1,000㎡超2,000㎡以下 | ８人 | 16時間 |
| □2,000㎡超3,000㎡以下 | 12人 | 24時間 |
| □3,000㎡超 | 16人 | 32時間 |

②避難経路確保の取組

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□災害時の避難に支障を生じさせないよう、避難経路上に当該経路をふさぐ物品を存置していない。

□２以上の避難口が特定されている。

□堆肥舎、畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等で避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

③災害による被害の防止又は軽減に資する取組

（Ａ構造畜舎等（第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものに限る。）・Ｂ構造畜舎等の場合）

　　　□定期的な避難訓練の実施に関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等・発酵槽等共通）

　　　□様式第１号（畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する畜舎等にあっては、様式第１号の２）を畜舎等の見やすい場所に表示している。

　　（Ｂ構造畜舎等の場合）

□畜舎等に立ち入る者に対し、災害時の避難方法に関する事項を説明している。

④畜舎等が第19条第２項本文若しくは第20条ただし書の規定の適用を受けるもの又は第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における当該畜舎等における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

　　　□定期的な消火作業に関する訓練を実施していることに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

□火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の周辺及び渡り廊下に可燃物を存置していないことに関する記録を作成し、少なくとも１年間保存している。

⑤畜舎等が第24条第１項本文等の規定の適用を受けるものである場合における畜産業用倉庫又は畜産業用車庫の用途に供する部分における取組

　　（Ａ構造畜舎等・Ｂ構造畜舎等共通）

□畜産業用倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が500㎡を超える畜舎等にあっては、床面積500㎡以内ごとに１以上の避難口が特定されている。

　　　□避難上有効に直接外気に開放されたものに該当している。

□災害時の避難に支障を生じさせないよう、採光を充分にしている。

□火気を使用していない。

□消火器を備えるとともに、定期的な点検その他の措置により当該消火器の維持管理を適切に行っている。

□畜産業用倉庫の用途に供する部分については、畜産業用物資以外のもの及び畜産業用車庫の用途に供する部分については、畜産業用車両等以外のものを保管していない。

□畜産業用物資及び畜産業用車両等を同一の畜舎等に保管する場合は、これらを間仕切壁又は戸によって隔てて保管している。

　　⑥備考

（注意）

①　☐がある場合は、該当する☐に✓印を付けること。

　②　３．及び４．は報告に係る認定畜舎等ごとに記入すること。報告に係る認定畜舎等の数が１の時は「番号」に「１」と記入し、認定畜舎等の数が２以上のときは、認定畜舎等ごとに通し番号を付したうえで、記入欄を追加して認定畜舎等ごとに記入するか、第２番目以降の認定畜舎等について別紙に必要な事項を記入して添えること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十八号（第九十二条関係）

認定畜舎等の滅失届出書

年　　　月　　　日

　　都道府県知事　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の住所又は

　　　　　　　　　　　　　　　　　　主たる事務所の所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　届出者の連絡先

代表者の氏名

　下記のとおり、認定畜舎等が滅失したので、畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律第13条第２項の規定により、届け出ます。

記

１．滅失した認定畜舎等に係る畜舎建築利用計画の認定番号及び認定年月日：

２．滅失した認定畜舎等の所在地：

３．滅失の理由：

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十九号（第九十三条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする。）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 35cm以上 |
| 25cm以上 | 　 |
| 　 | 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済（　　　　　　　） | 　 |
| 認定年月日・番号 | 　　　　　年　　　月　　　日　　　　　第　　　　　　号 |
| 認定した者 | 　 |
| 認定計画実施者氏名（名称） | 　 |
| 設計者氏名 | 　 |
| 工事監理者氏名 | 　 |
| 工事施工者氏名 | 　 |
| 工事現場管理者氏名 | 　 |
| 備考 | 　 |
| 　 |

（注意）

　①　「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による認定済」は、変更の認定を受けた場合は、「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律による変更の認定済」とすること。

②　（　　　　　　　）には、「Ａ構造畜舎等」、「Ｂ構造畜舎等」又は「発酵槽等」と記入すること。

③　設計者及び工事監理者が建築士の場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別を併せて記入すること。

　④　設計者及び工事監理者が建築士事務所に属している場合には、設計者氏名及び工事監理者氏名の欄にその名称及びその一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別を併せて記入すること。